

倉敷西部清掃施設組合清掃工場ほか解体工事発注支援業務委託

仕様書

令和7年7月

倉敷市 環境局
資源循環部 環境施設課

一 般 共 通 仕 様 書

第 1 仕様書の適用

本仕様書は、倉敷市（以下「本市」という。）が計画し、発注する下記業務の委託に適用する。

第 2 業務実績情報サービス（TECRIS）について

受託者は、受注時又は変更時において業務委託料が100万円以上の業務については、業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績報告として「業務実績データ」を作成し本市の確認を受けたうえ、財日本建設情報総合センターに登録しなければならない。登録後、同センターからの「登録のための確認のお願い」についても、本市の確認を受ける。また、「登録内容確認書」が発行された場合、その写しを直ちに本市に提出しなければならない。登録期限は、以下のとおりとする。

- （1）受注時のデータ登録期限は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除く10日以内とする。
- （2）完了時のデータ登録期限は、完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除く10日以内とする。
- （3）業務履行中に登録データの内容に変更が生じた場合には、変更が生じた日から土曜日、日曜日、祝日等を除く10日以内とする。なお、変更時と完了時が10日間に満たない場合には、変更登録を省略できる。

第 3 関係法令等の遵守

受託者は本業務の履行にあたり、関係法令、条例、規則、細則等を遵守しなければならない。

第 4 資料の収集・貸与

- 1 本業務の履行上必要な資料等の調査・収集は、原則的には受託者が行う。
- 2 本市が保有する調査資料又は文献等で業務に必要なものは貸与するものとする。ただし、資料の貸与は所定の手続きによるものとし、貸与した資料等は業務完了後、速やかに返却する。

第 5 秘密の厳守及び中立性の保持

受託者はコンサルタントとしての中立性を保持するとともに、本業務の履行上知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。なお、個人情報保護法及び倉敷市個人情報保護条例を遵守する。

第 6 技術者等

受託者は業務の円滑な進捗を図るために、十分な経験を有する管理技術者、主任技術者等を配置するとともに高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する専門技術者を配置しなければならない。また、業務の進捗が滞る恐れがあると本市が判断した場合は協議のうえ、技術者等の交代若しくは増員をする。

第 7 疑義の解決

受託者は業務の着手に先立ち、本市と十分な協議を行うものとするが、履行途上に疑義が生じた

場合は、適宜連絡を取合い、協議を行ったうえ、本市の指示に従う。

第 8 議事録

受託者は業務履行上の協議及び打合せの都度、その議事録を作成し本市に提出して双方確認する。

第 9 関係機関との協議

受託者は関係機関との協議が必要又は求められた時には、誠意をもってこれにあたり打合せ及び協議の都度、その内容に関する議事録を作成し、本市に提出する。

第 10 審議機関の運営

本市の一般廃棄物処理施設に関する審議を行う機関の会議に必要な資料及び議事録を作成し、本市に提出するとともに、その運営について必要な支援を行う。

第 11 使用機材

本業務の受託実施及び検査、調査に必要な機材は、受託者において準備する。

第 12 安全対策

本業務の受託実施に際しては、労働安全衛生法を遵守し、作業員全員にこれを徹底することはもとより、作業に適した服装及び装備を整える。

第 13 一括下請けの禁止

本業務の全部又は大部分を第三者に委任又は請け負わせてはならない。本業務の一部を第三者に委任又は請け負わせる場合は、業務計画書等書面にその内容を明記し事前に本市の承諾を得る。ただし、下記のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 特記仕様書で明記するもの。
- (2) 専門業者の技術によらざるを得ない場合で、全体の施行管理に支障とならないもの。
- (3) その他、特別な理由により相当と認められるもの。

第 14 成果品の検査と納品

- 1 受託者は業務完了に際し、本市の審査を受けなければならない。審査時、明らかに受託者の責めに伴う業務瑕疵の場合は、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。この場合の費用負担は受託者が負う。
- 2 業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出書類一式を納品し、倉敷市の検査合格として本委託業務の完了とする。なお、納品後、成果品内容に誤記、違算があった場合は、速やかに訂正し、再提出しなければならない。この場合の費用負担は受託者が負う。

第 15 支払いについて

業務委託料の支払いに関しては、年度毎の成果物に応じた部分払い及び委託業務完了払いとする。

第16 成果品

受託者は業務完了時並びに適時、特記仕様書に記載の成果品を提出する。なお、電子データはMicrosoft Word、Microsoft Excel 及びMicrosoft PowerPoint により作成されたものを提出する。各種計算書等は本市が確認可能な根拠及び算定過程と結果を、Microsoft Excel による電子データで提出する。

また、成果物はPDF 形式でも提出する。

第17 届出等

本業務に必要な届出等の手続きは遅滞なく行い、その費用は本業務委託費に含む。

(1) 受託者は業務の着手に際し、次の書類を提出する。

- ① 業務着手届
- ② 下請け届
- ③ 業務計画書
- ④ 業務工程表
- ⑤ 担当技術者届（経歴書添付）
- ⑥ 組織表
- ⑦ その他指示するもの

(2) 受託者は業務の完了に際し、次の書類を提出する。

- ① 業務委託完了届
- ② 納品書
- ③ 請求書
- ④ その他指示するもの

第18 権利義務の譲渡

1 受託者はこの契約によって生じる義務を第三者に譲渡し、また承継させてはならない。

ただし、あらかじめ倉敷市の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受託者は成果物（未完成の成果物及び業務を行ううえで得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡、貸与し、また質権その他の担保の目的に供してはならない。

ただし、あらかじめ倉敷市の承諾を得た場合はこの限りではない。

第19 著作権の譲渡等

1 成果物が著作物に該当するときは、受託者は当該著作物に係る受託者の著作権を当該著作物の引渡し時に倉敷市に無償で譲渡すること。

2 倉敷市は成果物を著作物にするしないにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

3 成果物が著作物に該当する場合においても、倉敷市は、当該著作物の利用目的実現のためその当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

4 受託者は業務に従事する受託者の使用人が業務上作成する著作物の著作者に受託者になるよ

う、必要な処置を講じなければならない。

- 5 受託者は“一括下請けの禁止条項”の規定により業務の一部を委任され、また請負った第三者が作成した著作物の著作権を当該第三者から譲り受けるよう、必要な処置を講じなければならない。

第20 その他

- 1 現場説明等で説明のあった事項は、本仕様書に含むものとする。
- 2 本業務を行ううえで、免許、資格等が必要な業務については、有資格者が行う。
- 3 本仕様書は業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記のない事項であっても必要とされるものについては、誠意をもって実施する。
- 4 本市が採用した技術提案内容は、特記仕様書における業務内容の追加項目とする。

特 記 仕 様 書

第 1 業務概要

- 1 業務委託名 倉敷西部清掃施設組合清掃工場ほか解体工事発注支援業務委託
- 2 実施場所 倉敷市玉島道越 8 8 8 - 1 ほか 地内
- 3 履行期間 本業務の履行期間は、契約日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- 4 成果品の審査と納品

成果品の納品時期は、以下の「第 4 業務内容」に関するものについて、別紙「倉敷西部清掃施設組合清掃工場ほか解体工事発注支援業務委託公募型プロポーザル募集要項（案）」記載の事業スケジュールに合わせて随時、必要な時期までに必要な成果品を提出し、業務審査に合格した後に、一式取りまとめて納品する。

第 2 施設概要

（1）倉敷西部清掃施設組合清掃工場

所在地	倉敷市玉島道越 8 8 8 - 1 他 1 2 筆 ^(※1) 敷地面積 5, 7 6 4. 2 1 m ²
施設規模	1 8 0 t / 2 4 h (9 0 t / 2 4 h × 2 炉)
構造・規模	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 6 階地下 2 階建て 延べ面積 4, 4 6 7. 7 2 m ²
竣工年月	平成 1 0 年 3 月
受入停止	令和 6 年 1 1 月 3 0 日
受入・供給設備	トラックスケール・ピット&クレーン
燃焼設備	全連続式流動床炉
ガス冷却設備	水噴霧式完全蒸発型（別置型）
排ガス処理設備	乾式（消石灰吹込）バグフィルタ
余熱利用設備	空気予熱器及び温水発生装置
通風設備	強制（平衡）方式
灰出し設備	フライトコンベヤ、ダスト固化装置、固化物バンカ

（2）旧玉島環境センター

所在地	浅口市金光町八重 3 1 7 ^(※1) 敷地面積 6, 2 6 9. 1 4 m ²
構造・規模	事務所棟：鉄骨造平家建て 延べ面積 3 0 5 m ²
竣工年月	昭和 4 9 年 3 月
稼働停止	令和 7 年 3 月 3 1 日
その他施設	ストックヤード棟、車庫棟

(※1) : 両敷地とも土壤汚染対策法の「形質変更時届出区域」に指定されることを条件とします。

第3 業務内容

本業務は、倉敷西部清掃施設組合清掃工場及び旧玉島環境センターの解体を行うための発注・契約に必要な支援業務である。

なお、解体工事の事業者選定では、価格面だけでなく、技術面等を含めた評価を行う予定である。業務内容は以下のとおりとする。

1 基本事項の整理及び基本計画の策定

(1) 基本事項の整理

事業者選定のための資料を作成するにあたり、必要となる基本的事項として、以下の事項を整理すること。

また、提示された竣工図・汚染物事前調査結果などを確認後、現地踏査により現状確認を行い、現地と竣工図との不整合箇所を確認・整理し、必要となる基礎データを収集・整理すること。

なお、解体工事発注方式については検討を行い、本市と協議のうえ、事業者選定方法を確定するものとする。

- ① 解体範囲
- ② 解体対象物
- ③ 敷地境界及び敷地取り合い
- ④ 用役（電気・水道）取り合い
- ⑤ 解体後の跡地形成方針
- ⑥ 周辺状況（気象、公共用水域、周辺民家等の状況）
- ⑦ 関係法令（公害防止法令及び解体関係法令）
- ⑧ 公害防止条件

(2) 基本計画の策定

上記（1）に基づき、焼却施設を解体するための基本方針を設定し、解体基本計画を策定すること。策定にあたっては、事前に実施したダイオキシン、アスベスト、重金属等の調査結果を踏まえたものとする。

また、倉敷西部清掃施設組合清掃工場の下記のコンデンサについては、PCBに汚染されている可能性があるため、調査の上、仕様書に反映すること。

機器種別	型式	製造番号	容量(kVA)	製造年	製造者名称
コンデンサ 1	SH_AF662301KB2	B6Z2645	300	1996	ニチコン(株)
コンデンサ 2	SH_AF662201KB2	B6Z2642	200	1996	ニチコン(株)
コンデンサ 3	SH_AF662750KYT	B6Z2245	75	1996	ニチコン(株)

2 事業者選定・契約事務支援

(1) 事業者選定説明書の作成

事業者選定説明書の構成は、以下を基本とする。

- ア 事業の概要（工事名、工事場所、工事内容等）
- イ 事業者の募集及び選定に関する事項（事業者選定、スケジュール）
- ウ 事業者選定に関する条件
 - ・参加者の備えるべき条件
 - ・応募に関する留意事項
 - ・事業者選定に関する手続き
 - ・その他必要な事項
- エ 事業者選定書類の審査及び選定に関する事項（審査手順及び方法）
- オ 解体事業費の算定

必要に応じて建設事業者への見積書の徴集、ヒアリングを実施すると共に、他市町村における既契約の類似工事の事業費等を参酌のうえ、評価基準の基礎資料となる事業費を算定する。

（２）発注仕様書の作成

工事を実施する事業者に要求する性能を示した発注仕様書を作成する。

（３）評価基準書の作成

参加者から提出される技術提案書を可能な限り客観的に評価するための評価基準書を作成する。

- ア 事業者決定方法
- イ 発注仕様書の解体手法に対する充足度評価
- ウ 提案内容の総合評価
 - ・総合評価値の算定方法
 - ・総合評価配点の作成

（４）契約書（案）の作成

（５）各種様式集の作成

各審査段階における評価を客観化、標準化するため、技術提案書提出に係る各種様式等を作成する。

（６）事業者選定資料に係る質疑対応

参加予定者から提出される事業者選定資料に係る質問書について、回答案を作成する。

３ 事業者選定図書審査支援

（１）基礎審査資料の作成

参加者から提出される技術提案書の記載内容について、以下の事項を確認する。

- ア 要求した提出書類が揃っていること。
- イ 指定した様式に必要事項が記載されていること。
- ウ 技術提案書全体を通じ、提案内容に矛盾や齟齬がないこと。
- エ 提案内容が要求する水準及び性能に適合していること。

（２）技術提案事項に係る審査資料の作成

参加者から提出される技術提案書を評価項目毎に整理し、評価に資するための資料を作成する。また、必要に応じてヒアリングを行う。

(3) 審査結果のとりまとめ

基礎審査、技術提案審査及び価格審査の結果をとりまとめる。

4 技術評価委員会の運営支援

上記3のほか、技術評価委員会（提案者ヒアリングを含む）での審議に必要となる資料を作成するとともに、必要に応じ、技術評価委員会の立会補助を行う。

第4 関係機関との協議

施設の解体工事は関係機関と協議し、発注仕様書に反映すること。

第5 関係法令及び書籍等

本業務の実施にあたり、下記に示す関係法令等を遵守する。また、必要に応じ参考書籍としての計画書等も下記に示す。

- (1) 悪臭防止法
- (2) 河川法
- (3) 環境基本法
- (4) 下水道法
- (5) 建設リサイクル法
- (6) 建築基準法
- (7) 公害対策基本法
- (8) 循環型社会形成推進基本法
- (9) 消防法
- (10) 水質汚濁防止法
- (11) 水道法
- (12) 騒音規制法
- (13) 振動防止法
- (14) ダイオキシン類対策特別措置法
- (15) 大気汚染防止法
- (16) 電気事業法
- (17) 電気通信事業法
- (18) 土壤汚染対策法
- (19) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (20) 岡山県 各条例、規程、規則及び関係通知（指針、基準）
- (21) 倉敷市 各条例、規程、規則及び関係通知（指針、基準）
- (22) 各種標準仕様書等
- (23) その他関係する法令等

第6 成果品

成果品の種類、仕様及び部数については、前述（一般共通仕様書 第16 成果品）に加え、下記

のとおりとする。

(1) 成果品の種類、仕様及び部数

ア	倉敷西部清掃施設組合清掃工場ほか解体工事発注支援業務報告書（A4版） （第4 業務内容において指示する作成書類を含む）	3 部
イ	収集資料等（別冊）	3 部
ウ	成果品の電子ファイル 電子媒体（DVD-R等）	1 式
エ	その他必要なもの	1 式

(2) 電子媒体（DVD-R等）のウイルスチェック

受託者は成果品等を電子媒体で提出する場合には、最新の状態に保たれたウイルス対策ソフトを使用し、提出前に電子媒体にコンピューターウイルス等の不正なプログラムが書込まれていないことを検査しなければならない。